

徳島県国土強靱化地域計画（概要版）

平成27年3月

徳島県

目 次

I	計画策定の趣旨、位置付け	1
II	基本的な考え方	1
III	強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）	3
IV	国土強靱化の推進方針	7
V	施策の重点化	8
VI	計画の推進と進捗管理	8

I 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

本県は、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震や直下型地震発生後の死者ゼロを目指し、迅速かつ強力に取り組んできたところであるが、近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となってきた。

このような状況の中、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な県土」をつくりあげ、県民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、地域計画を策定する。



徳島県の位置



眉山から見た徳島市

三好市落合集落

美馬市うだつの町並み

太平洋に臨む美波町

2 地域計画の位置付け

本地域計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、県土強靱化に関し、「地域計画」以外の本県の計画等の指針となるものである。

3 計画の推進期間

計画の推進期間は、平成30年度を目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。

II 基本的な考え方

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 県民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- ④ 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも**全ての人命を守る**
- ② 大規模自然災害発生直後から**救助・救急、医療活動等が迅速に行われる**（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から**必要不可欠な行政機能を確保する**
- ④ 大規模自然災害発生直後から**必要不可欠な情報通信機能を確保する**
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても**経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない**
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても**生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**
- ⑦ **制御不能な二次災害を発生させない**
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても**地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する**

3 県土強靱化を推進する上での基本的な方針

- ① 県土強靱化に向けた取組姿勢
 - ・ 本県の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討

- ② 適切な施策の組み合わせ
 - ・ **ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進**



- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携
- ・ 非常時のみならず、「普段使い」ができる対策となるよう工夫する

- ③ 効率的な施策の推進
 - ・ 県民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえ、**資金の効率的使用**
 - ・ **既存の社会資本の有効活用**
 - ・ **P F I による民間資金の活用**
 - ・ **施設等の効率的かつ効果的な維持管理**



戦略的な維持管理・更新

- ④ 地域の特性に応じた施策の推進
 - ・ 本県の特性を踏まえた本県独自のものとして、**先進的な取組を反映**

< 取組例 >

○戦略的災害医療プロジェクト

災害関連死をはじめとする「防ぎ得た死」をなくすことを教訓に、平時から災害時へ、災害時から平時へ、つなぎ目のない「シームレス」な医療の提供

○全国を先導する「BCP（事業継続計画）」の推進

県庁版BCP策定（南海トラフ巨大地震対応）、農業版BCP策定
企業BCP認定制度創設、FCP（家族継続計画）策定の促進

- ・人のきずなや地域コミュニティ機能を強化し、社会全体の強靱化を推進すること。



- ・女性、高齢者、子供、障がい者等に十分配慮して施策を講じること
- ・地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮



Ⅲ 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本県の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行う。

2 本県の特性

① 地勢・地質

本県では、全体面積の約8割を山地が占めている。中央部を東西に走る四国山地は、急峻で県を南北に分ける分水嶺となっている。その北方を流れる吉野川は、中央構造線に沿って東流し、くさび形の平野をつくり、紀伊水道へ注いでいる。

讃岐山脈の山麓には扇状地が発達している。

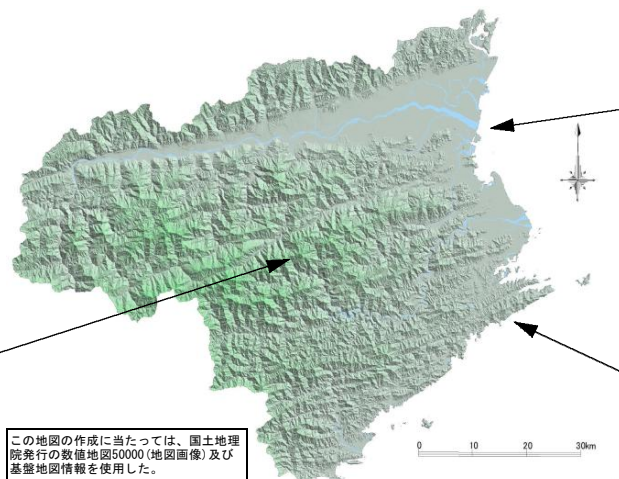
剣山（1,955m）に源を発する那賀川は、急峻な山地部に深いV字型の溪谷を刻みながら東流し、下流には三角州扇状地が広がっている。

県南には、広い平野が少なく、蒲生田岬以南では山地が直接海に迫った岩石海岸となっており、海は深く、港湾、漁港に適した地形となっている。

また、東西に中央構造線、仏像構造線などの構造線が走り、地質が非常に脆弱であることから、多数の地すべり地が分布しており、日本有数の地すべり地帯となっている。



剣山



この地図の作成に当たっては、国土地理院発行の数値地図50000(地図画像)及び基盤地図情報を使用した。



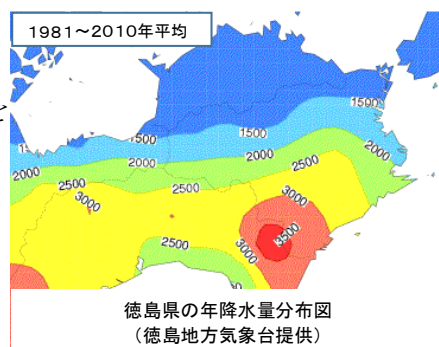
吉野川河口



美波町阿部地区

② 気象

気温は、年間を通して比較的温暖である。年間降水量は、那賀川上流域と海部川流域が最も多く、3,000ミリを超える。

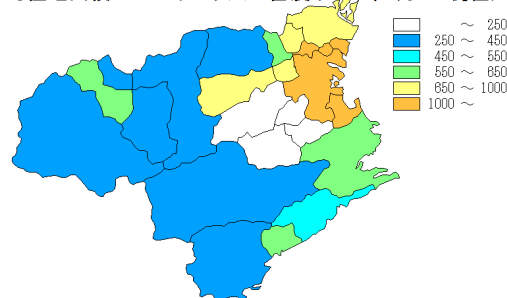


③ 人口

徳島県の人口は、785,491人(2010年10月時点)となっており、1990年以降は減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向が続いており、世帯の小規模化が進んでいる。

県の人口分布は、東部地域に人口の74%が集中しており、本県の行政、経済、文化の中心地域となっている。

可住地面積1km²当たり人口密度(2014年1月1日現在)



一方、中山間地域は、過疎化、高齢化が進み、農地や森林の保全活動が低下し、水源かん養などの多面的機能の維持が困難となっている。

④ 災害の歴史

(1) 南海トラフ地震

本県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、100年～150年間隔の周期で繰り返し発生している。

平成27年1月1日現在の今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は、地震調査研究推進本部によると70%程度となっている。

(2) 大規模な水害

本県では、吉野川、那賀川その他、数多くの河川が、四国山地から東流して太平洋に注いでいる。また、本県は台風の常襲地帯であることから、これらの河川は幾度となく大規模な氾濫を繰り返し、大きな被害を与えてきた。

特に吉野川は、「四国三郎」とも呼ばれ、我が国の3大暴れ川の一つであり、かつては、毎年のように氾濫し、流域の人々を苦しめてきた。その名残として、高地蔵や高石垣の家が各地に見られる。



高石垣
(美馬市穴吹町舞中島)



うつむき地蔵
(徳島市国府町東黒田)
1811年建立

(3)大規模な土砂災害

本県は、急峻な地形や脆弱な地質に加えて、台風常襲地帯であることから、大規模な土砂災害にたびたび見舞われ、例えば、明治25年7月、台風に伴う集中豪雨により那賀町の高磯山が崩壊し、人家十数戸と住民60余人が埋没した。



高磯山崩壊の慰霊碑(那賀町)



高磯山崩壊の石碑(那賀町)

(4)豪雪による災害

本県は、冬期についても比較的温暖であり年間降雪量も少ないが、近年の異常気象により、豪雪による災害が発生する可能性が高まっている。平成26年12月に、県西部の山間部を中心に降った雪は、広範囲にわたって沿道の木々を倒したため、道路の通行止めや電気、電話の途絶を引き起こし、長期にわたり多くの集落が孤立した。



大雪の状況



ビニールハウスの損壊



倒木による県道の通行止

平成26年12月豪雪による被害

3 対象とする自然災害（想定するリスク）

①南海トラフ地震・津波



②大規模水害



③大規模土砂災害



(徳島気象台ホームページより)

④豪雪災害



⑤複合災害



5 起きてはならない最悪の事態

想定したリスク及び本県の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして39の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

6 重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標を選定した。

7 脆弱性評価の実施手順

①現状調査

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、県等が実施している取組を調査・整理し、進捗状況を示す指標の選定。

②現状分析

県等の取組について、現在の進捗状況や達成度を把握し、現状分析を行い、課題を抽出。

③脆弱性評価まとめ等

「起きてはならない最悪の事態」、「横断的分野」毎に課題のとりまとめを行い、重要業績指標の現況値を記載。

Ⅳ 国土強靱化の推進方針（※●はハード対策、○はソフト対策）

●プログラムごとの推進方針

起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な施策を推進方針としてとりまとめた。

① すべての人命を守る

- 住宅・建築物の耐震化の促進
- 津波避難路・避難場所の整備
- LED蓄電型照明灯の整備促進
- 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進
- 吉野川・那賀川・旧吉野川の洪水対策の促進
- 土砂災害対策及び森林整備の推進
- 中山間地域における不感エリアの解消
- 公共既存施設等の特長を活かした「快適な避難所」の確保



- FCP(家族継続計画)推進運動や
災害遺産の伝承等を活用した防災啓発
- タイムラインの策定による事前防災力の強化
- 津波避難意識の向上及び避難訓練の実施
- 土砂法による基礎調査結果の公表
- 災害時要援護者対策の促進
- 情報伝達体制の強化



② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

- 救援物資等の輸送確保対策
- 孤立化防止のための緊急輸送道路等の斜面对策及び
大雪による倒木を防ぐ事前伐採の推進
- ネット通販事業者等との協定による
避難所への物資供給体制の確立
- 食料や水の備蓄の促進
- 県産食材を用いた
「防災備蓄食品」を開発
- 災害医療を担う人材
(DMAT、DPAT等)の養成
- 災害医療体制の構築
- 「災害救助犬」育成プロジェクトの推進



③ 必要不可欠な行政機能の確保

- 庁舎等の耐震化・機能強化
- 防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池を設置
- 市町村BCPの策定を促進
- 関西広域連合や鳥取県との
カウンターパートなど広域的な連携や
隣県との連携により、行政機能を確保
- 情報システム等の機能強化、



④ 必要不可欠な情報通信機能は確保する

- 総合情報通信ネットワークの整備により、災害時に
おける関係機関間の通信を確保
- ソーラー型充電器、
衛星携帯電話等の整備促進
- 漁業無線による情報通信体制の強化



⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない

- 国営総合農地防災事業の推進
- 企業BCPの策定の取組を促進
- 津波被害からの円滑な営農再開に
向けた農業版BCPの実効性の向上



BCP認定証交付式

⑥ ライフライン等の確保・早期復旧

- 四国横断自動車道・
阿南芸芸自動車道のミッシングリンク
の早期解消に向けた取組みの加速
- 工業用水道施設の耐震化・
老朽化対策の推進
- 重要港湾(2港)のBCP策定推進
- 海上交通管制の一元管理、
航路啓開計画の策定等の
耐災害性を高める取組の推進



⑦ 制御不能な二次災害を発生させない

- ダム管理施設の改良促進
- 森林の適正管理と保全の推進
- 県産材の利用促進
- 空中消火体制の整備



⑧ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備

- 公共土木施設等の老朽化対策の推進
- 「リダンダンシーの確保」等に資する
「四国新幹線」の整備を推進
- 県及び市町村において、「災害廃棄物
処理計画」の策定を推進
- 地籍調査の推進



●横断的分野の推進方針

リスクコミュニケーション分野

- リスクコミュニケーションを企画運営する人材の育成
- 防災生涯学習の展開
- 県立高校における防災クラブの設置



研究開発分野

- G空間プロジェクトによる災害情報の
地図上での可視化
- 仮設住宅への利用など防災に役立つ
県産木材の活用方法研究



総合地図提供システム

長寿命化対策分野

- 「公共施設等総合管理計画」に基づく、老朽
施設の戦略的な長寿命化の実行、各施設
類型毎の個別施設計画を整備



過疎対策分野

- 集落の維持活性化など生活に密着したソフト対策推進
- デジタル簡易無線等による通信手段の確保
- サテライトオフィスの誘致による地域の活
性化とそれに伴う移住者の協力による地
域防災力の向上



V 施策の重点化

本県が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画との一体性等を考慮し、重点化すべきプログラムを選定した。

VI 計画の推進と進捗管理

1 推進体制と推進エンジン

① 推進体制

計画の推進については、国、県、市町村、民間事業者、NPO団体、県民等の叡智を結集し、本県の総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。

また、南海トラフ巨大地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。さらに、今後、県域を超えた広域での地域計画の策定が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図る必要がある。

② 推進エンジン

地域計画による「強靱な県土づくり」を実現するため、「目に見える財源」として、「命を守るための大規模災害対策基金」を活用するものとする。

2 計画の進捗管理と見直し

地域計画による県土の強靱化を着実に推進するため、国土強靱化地域計画推進委員会（仮称）を設置し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しをPDCAサイクルを繰り返して適切に行うものとする。

